

君津市スマートフォン出張講座事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない市民に対し、スマートフォンの講座を実施することにより、市民のデジタルリテラシーを高め、もって、生活の質の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 スマートフォン出張講座（以下「講座」という。）は、講師が直接受講する者（以下「受講者」という。）のもとに出向き、受講者の状況に応じた初歩的なスマートフォンの操作方法又は実践的なアプリケーションソフト（以下「アプリ」という。）の活用方法の指導を行う。

(対象者)

第3条 講座を受講することができる者は、君津市に住所を有する者で5人以上15人以下のグループ又は団体とする。

(時間及び内容)

第4条 講座は、1コマ1時間の講座内容を2コマ組み合わせた2時間とする。
2 講座内容は、君津市が別に定めて公表するものの中から、受講者が希望したものとする。

(講師)

第5条 君津市が委託した民間事業者を講師とする。

(費用)

第6条 講師の派遣費用は、無料とする。

(実施場所)

第7条 受講者が準備した君津市内の場所とする。

(実施期間及び開催時間)

第8条 実施期間は、君津市が委託した民間事業者が対応できる期間とする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月28日から1月3日）は除く。
2 開催時間は、午前10時から午後4時までの間とする。

(申込方法)

第9条 「君津市スマートフォン出張講座申込書」（様式1）に必要事項を記入の上市長に提出（電子メール、郵送又は持参）する。
2 申込の期限は、実施希望日の前月7日（7日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までとする。ただし、郵送の場合は、当日消印まで有効とする。

(留意事項)

第10条 受講者は、次に掲げる事項に留意するものとする。
(1) 受付順に対応するため、予約状況により受講日時の希望に沿えない場合が

ある。

- (2) 講座の実施にあたり、講師は持参したパソコン及びモニターの使用のため、実施場所でコンセントを使用する。
- (3) 講座を受講するための机、椅子その他備品は、受講者が準備する。
- (4) 講座で使用する受講者のスマートフォン端末の通信費は、受講者の負担となる。
- (5) 大雨、災害その他やむを得ない理由により実施が困難と君津市が判断した場合は、講座を中止又は延期することがある。
- (6) 受講者にアンケートを実施する。
- (7) 申込状況により、実施期間内であっても受付を終了する場合がある。

(補則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 0 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。